水道・下水道の使用を再開する

いつまでに？

7 日前

必要なモノ

給水装置・下水道排水設備使用届（再開）

上下水道お客様センターへ提出

開栓手数料
（1件につき1,000円）

丹波市各支所または
丹波市指定金融機関
（指定代理、収納代理）

入居等により**水道・下水道**の**使用**を**再開**されるときは、
再開される**7**日前（土日・祝日を除く）までに給水装置・下水道排水設備使用届（再開）を提出してください。

※土日・祝日及び夜間は、開閉栓できませんのでご注意ください。

提出・お問合せ先

上下水道お客様センター

〒669-4192　丹波市春日町黒井811番地

0795-88-5107